豊平川安全利用検討会 規約

（名称）

第1条　本会は、「豊平川安全利用検討会」（以下、「検討会」という）と称する。

（目的）

第2条　本検討会は、豊平川における水難事故の発生を回避または軽減するため、豊平川における水難事故について分析し、改善策の検討をおこなうことを目的とする。

（組織等）

第3条　本検討会は、別表の委員をもって組織する。なお、参加できない場合の代理出席を認める。

２．検討会の運営上特に必要とするとき、委員長は委員以外の者を参加させることができる。

（委員長の職務）

第4条　検討会に委員長をおくこととし、委員の互選によりこれを定める。

２．委員長は検討会の運営と進行を統括する。

３．委員長が欠席する場合は、委員長があらかじめ指名するものが職務を代行する。

（運営等）

第5条　検討会は、委員長が招集する。

（事務局）

第6条　検討会の事務局は、石狩川開発建設部札幌河川事務所に置く。

（入退会）

第7条　地域の有識者、自治体、河川管理者、及び、豊平川流域で河川に関わる活動を行っている団体に所属するもの等で、第２条、第３条の趣旨に同意した者は、委員の過半数の承認を得た後、委員となることができる。

２．入会手続き窓口は、事務局とし、文書により事務局に届け出を行うものとする。

３．退会については、文書により事務局に届け出を行うものとする。

（雑則）

第8条　この規約の定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会に諮って定める。

２．検討会は、原則的に公開とし、その公開方針は別紙によるものとする。

附則（施行期日）

この規約は平成１９年１０月２２日より施行する。